

涼み処 ～熱中症予防のための避暑施設（一時休憩スペース）～ 一覧

【利用における留意事項】

- ・本表は市の公共施設のうち熱中症予防の観点を含めた一時休憩スペースとしてご利用いただける箇所の一覧です（熱中症特別警戒アラートの発表有無に関わらずご利用いただけます）。
- ・一時休憩スペースの利用は、各施設の開館時に限ります（休館時（臨時の休館を含む）はご利用いただけません）。
- ・一時休憩スペースは、「執務室や会議室等の施設関係者のみが使用する場所ではなく、オープンスペースに配置された場所」を想定しています。
その他、各施設が特に指定する場所・内容については、『一時休憩スペース等』欄をご覧ください。
- ・避暑のための専用スペースではございません。また、利用においては、各施設職員の指示に従ってください。
- ・給水機（ウォータークーラー）の設置の有無は、各施設によって異なります。
- ・熱中症予防のための避暑施設（一時休憩スペース）としての利用趣旨等から、団体・グループでのご利用はお断りする場合がございます。
- ・令和8年度の運用期間は、令和8年10月21日（水）までです。

R8. 4. 22時点

連番	施設名	所在地	開館日時等 (利用可能時間)	一時休憩スペース等
1	芦屋市役所本庁舎	精道町7番6号	9時～17時30分 休館日（土・日曜日、祝日）除く。	
2	芦屋市役所本庁舎東館	精道町8番28号	9時～17時30分 休館日（土・日曜日、祝日）除く。	1階玄関ホール
3	芦屋市役所分庁舎	精道町8番20号	9時～17時30分 休館日（日曜日、祝日）除く。	1階の交流スペース、キッズスペース
4	公光分庁舎(南館)	公光町5番10号	9時～17時30分 休館日（土・日曜日、祝日）除く。	1階玄関ホール
5	公光分庁舎（北館、市民活動センター）	公光町5番8号	9時～17時 休館日（日曜日、祝日）及び臨時休館日を除く。	1階及び2階オープンスペース
6	打出集会所	大東町17番3号	9時～12時 ただし、正午以降については、管理人が在勤している時間帯に限る。 休館日（月曜日）及び臨時休館を除く。	1階、共用廊下（朝日ヶ丘集会所は展示ホール） ※スペースに限りがあるため、団体・グループでのご利用はお断りする場合がございます。 椅子、ソファ、専用空調設備はありません。
7	翠ヶ丘集会所	翠ヶ丘町9番15号	9時～12時 ただし、正午以降については、管理人が在勤している時間帯に限る。 休館日（水曜日）及び臨時休館を除く。	
8	竹園集会所	竹園町5番6号	9時～12時 ただし、正午以降については、管理人が在勤している時間帯に限る。 休館日（月曜日）及び臨時休館を除く。	
9	前田集会所	前田町8番17号	9時～12時 ただし、正午以降については、管理人が在勤している時間帯に限る。 休館日（水曜日）及び臨時休館を除く。	
10	朝日ヶ丘集会所	朝日ヶ丘町30番9号	9時～12時 ただし、正午以降については、管理人が在勤している時間帯に限る。 休館日（月曜日）及び臨時休館を除く。	

涼み処 ～熱中症予防のための避暑施設（一時休憩スペース）～ 一覧

【利用における留意事項】

- ・本表は市の公共施設のうち熱中症予防の観点を含めた一時休憩スペースとしてご利用いただける箇所の一覧です（熱中症特別警戒アラートの発表有無に関わらずご利用いただけます）。
- ・一時休憩スペースの利用は、各施設の開館時に限ります（休館時（臨時の休館を含む）はご利用いただけません）。
- ・一時休憩スペースは、「執務室や会議室等の施設関係者のみが使用する場所ではなく、オープンスペースに配置された場所」を想定しています。
その他、各施設が特に指定する場所・内容については、『一時休憩スペース等』欄をご覧ください。
- ・避暑のための専用スペースではありません。また、利用においては、各施設職員の指示に従ってください。
- ・給水機（ウォータークーラー）の設置の有無は、各施設によって異なります。
- ・熱中症予防のための避暑施設（一時休憩スペース）としての利用趣旨等から、団体・グループでのご利用はお断りする場合がございます。
- ・令和8年度の運用期間は、令和8年10月21日（水）までです。

R8. 4. 22時点

連番	施設名	所在地	開館日時等 (利用可能時間)	一時休憩スペース等
11	潮見集会所	潮見町7番1号	9時～12時 ただし、正午以降については、管理人が在勤している時間帯に限る。 休館日（月曜日）及び臨時休館を除く。	1階、共用廊下 ※スペースに限りがあるため、団体・グループでのご利用はお断りする場合がございます。 椅子、ソファ、専用空調設備はありません。
12	浜風集会所	浜風町3番2号	9時～12時 ただし、正午以降については、管理人が在勤している時間帯に限る。 休館日（水曜日）及び臨時休館を除く。	
13	奥池集会所	奥池南町34番4号	9時～12時 ただし、正午以降については、管理人が在勤している時間帯に限る。 休館日（月曜日）及び臨時休館を除く。	
14	西蔵集会所	西蔵町11番16号	9時～12時 ただし、正午以降については、管理人が在勤している時間帯に限る。 休館日（水曜日）及び臨時休館を除く。	
15	大原集会所	大原町20番2号	9時～12時 ただし、正午以降については、管理人が在勤している時間帯に限る。 休館日（火曜日）及び臨時休館を除く。	
16	茶屋集会所	茶屋之町8番20号	9時～12時 ただし、正午以降については、管理人が在勤している時間帯に限る。 休館日（月曜日）及び臨時休館を除く。	
17	三条集会所	三条町8番3号	9時～12時 ただし、正午以降については、管理人が在勤している時間帯に限る。 休館日（木曜日）及び臨時休館を除く。	
18	三条文化財整理事務所	三条町39番20号芦屋市役所三条分室3階	10時～16時 休館日（火・水・金・土・日曜日、祝日）を除く。	3階展示室
19	潮芦屋交流センター	海洋町7番1号	9時から21時30分 休館日（水曜日）を除く。	1階共用部分
20	シンコースポーツ体育館・青少年センター	川西町15番3号	9時～21時 休館日（原則第3月曜日）を除く。	

涼み処 ～熱中症予防のための避暑施設（一時休憩スペース）～ 一覧

【利用における留意事項】

- ・本表は市の公共施設のうち熱中症予防の観点を含めた一時休憩スペースとしてご利用いただける箇所の一覧です（熱中症特別警戒アラートの発表有無に関わらずご利用いただけます）。
- ・一時休憩スペースの利用は、各施設の開館時に限ります（休館時（臨時の休館を含む）はご利用いただけません）。
- ・一時休憩スペースは、「執務室や会議室等の施設関係者のみが使用する場所ではなく、オープンスペースに配置された場所」を想定しています。
その他、各施設が特に指定する場所・内容については、『一時休憩スペース等』欄をご覧ください。
- ・避暑のための専用スペースではございません。また、利用においては、各施設職員の指示に従ってください。
- ・給水機（ウォータークーラー）の設置の有無は、各施設によって異なります。
- ・熱中症予防のための避暑施設（一時休憩スペース）としての利用趣旨等から、団体・グループでのご利用はお断りする場合がございます。
- ・令和8年度の運用期間は、令和8年10月21日（水）までです。

R8. 4. 22時点

連番	施設名	所在地	開館日時等 (利用可能時間)	一時休憩スペース等
21	海浜公園水泳プール	浜風町30番1号	平日（月曜休館日除く）10時～20時45分 土曜日8時30分～20時45分 日曜日9時～17時45分 ※祝日は曜日によって異なる。	
22	市民会館（本館）	業平町8番24号	平日（火曜休館日除く）・土曜日：9時～17時30分 日曜日、祝日：9時～17時 休館日（火曜日）及び8月13日・14日を除く。	共用部分
23	市民会館（別館）	業平町8番5号		
24	図書館本館	伊勢町12番5号	平日：9時30分～19時 土日祝：9時30分～18時 休館日（月曜日・第1火曜日（祝日の場合、直後の開館日）・特別整理期間）を除く。	2階リフレッシュルーム
25	図書館打出分室	打出小槌町15番9号	10時～17時 休館日（火曜日・水曜日・祝日（第1火曜日が休日の場合、直後の開室日）・特別整理期間）を除く。	閲覧スペース
26	図書館大原分室	大原町20番2号	10時～18時 休館日（月曜日・火曜日（第1火曜日が休日の場合、直後の開室日）・特別整理期間）を除く。	閲覧スペース
27	上宮川文化センター	上宮川町10番5号	9時～17時30分 休館日（日曜日・祝日）を除く。	1階ロビー
28	霊園事務所	朝日ヶ丘町15番7号	9時～17時00分 休館日（土・日曜日、祝日）除く。	2階受付及びエントランスホール
29	保健福祉センター（福祉センター）	呉川町14番9号	月～土：9時～21時30分 日・祝：9時～17時 休館日（第3日曜日）を除く。	1階エントランスホール
30	保健福祉センター（保健センター）		9時～17時30分 休館日（土・日曜日、祝日）除く。	3階のエントランス

涼み処 ～熱中症予防のための避暑施設（一時休憩スペース）～ 一覧

【利用における留意事項】

- ・本表は市の公共施設のうち熱中症予防の観点を含めた一時休憩スペースとしてご利用いただける箇所の一覧です(熱中症特別警戒アラートの発表有無に関わらずご利用いただけます)。
- ・一時休憩スペースの利用は、各施設の開館時に限ります(休館時(臨時の休館を含む)はご利用いただけません)。
- ・一時休憩スペースは、「執務室や会議室等の施設関係者のみが使用する場所ではなく、オープンスペースに配置された場所」を想定しています。
その他、各施設が特に指定する場所・内容については、『一時休憩スペース等』欄をご覧ください。
- ・避暑のための専用スペースではございません。また、利用においては、各施設職員の指示に従ってください。
- ・給水機(ウォータークーラー)の設置の有無は、各施設によって異なります。
- ・熱中症予防のための避暑施設(一時休憩スペース)としての利用趣旨等から、団体・グループでのご利用はお断りする場合がございます。
- ・令和8年度の運用期間は、令和8年10月21日(水)までです。

R8. 4. 22時点

連番	施設名	所在地	開館日時等 (利用可能時間)	一時休憩スペース等
31	ミラトップパーク芦屋(総合公園)管理棟・緑の相談室・クラブハウス棟	陽光町1番1号	9時～19時	1階の共用部分
32	うちぶん(打出教育文化センター)	打出小槌町15番9号	平日9時～21時30分(ただし、2階は9時～15時を除く。) 土日9時～17時30分	1・2階ホール なお、1階和室・2階大会議室について、貸室予約がない場合に限り利用可能(和室は親子スペース、大会議室は自習スペースとしている)。